

1F2 - 2 福島第一原子力発電所 2号機 - シュラウドヘッドボルト

1 . 事案の概要

- ・第9回定期検査期間中(昭和62年2月～同年7月)の自主点検(GE社に委託)において、シュラウドヘッドボルト36本のうち、20本にひび等が発見されたため、これらすべてを新品(新設計品)と取り替え、これを国に情報提供として連絡した。
- ・第10回定期検査期間中(昭和63年8月～平成元年1月)には、前回ひび等が発見されていない16本について新品(新設計品)への取替工事を実施した。
- ・これらの工事は工事計画の認可・届出の不要なものであった。
- ・以上により、本事案に関して不適切な点は認められない。

2 . 調査の端緒

平成14年6月、当社はGE社から以下の件について情報提供を受けた。

福島第一原子力発電所2号機のシュラウドヘッドボルトについて、GE社は、昭和62年3月に点検を行い、ひび等が発見したため、第9回定期検査及び第10回定期検査期間中に取替工事を実施した。

この件に関し、東電が国に報告したか、またそもそも報告すべきなのかはGE社は知らない。

3 . 調査をもとに認定した事実

(1) シュラウドヘッドボルトの点検と取り替え

昭和62年3月、第9回定期検査期間中の自主点検(GE社に委託)において、シュラウドヘッドボルト全36本に対し、UT検査を実施したところ、20本にひび等が発見された。

ひび等が発見された20本のシュラウドヘッドボルトについては、検査を行った同定期検査期間中に新品(新設計品)への取替工事を実施した。上記取替工事は、工事計画書記載事項の性能や強度に影響を及ぼすものではなく、工事計画の認可・届出は不要であると判断した。

当社は、本件について、国に情報提供として連絡した。

(2) 予防保全としての取り替え

第10回定期検査期間中に、前回ひび等が発見されなかったシュラウドヘッドボルト16本を新品(新設計品)と取り替えた。なお、前述のとおり、工事計画の認可・届出は不要であると判断した。

4．安全性に関する判断

(1) 当時の判断

昭和62年当時、ひび等が存在したシュラウドヘッドボルト20本は、第9回定期検査期間中にすべて取替済みであり、その他のボルトにはひび等がなかったため、運転を継続しても安全上の問題はない。なお、昭和63年の第10回定期検査において、前回の定期検査でひび等が発見されなかった残りの16本の取り替えも実施している。

(2) 現時点の判断

当時存在したシュラウドヘッドボルトはすべて、新品(新設計品)に取替済みで現存しないため、安全上の問題はない。

5．本事案の問題点とその背景等

本事案に関して、不適切な点は認められない。

福島第一 2号機 シュラウドヘッドボルト

